

第 2 0 号 議 案

令和 7 年 3 月 1 9 日

府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部改正について

府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令（令和5年教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

府中町立小中学校職員服務規程及び職員の出勤簿の処理規程の一部を改正する訓令

新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>本則 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(府中町立小中学校職員服務規程の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) <u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の府中町立小中学校職員服務規程の規定を適用する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>本則 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(府中町立小中学校職員服務規程の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) <u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の府中町立小中学校職員服務規程の規定を適用する。</p> <p>3 [略]</p>